届出内容事前チェックシート　【若小玉地区1/2】

( 　)に数値等を記入し、各制限に適合しているかチェックしてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | チェック内容 | 届出者 | 市 |
| １ | 建築物の用途  の制限 | □建築できないものに該当していない  (１)　住宅  (２)　住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの  (３)　共同住宅、寄宿舎（当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する寄宿舎を除く。）、下宿  (４)　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの  (５)　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの  (６)　保育所（当該地区内にて事業を営む企業の関係者の用に供する保育所を除く。）  (７)　図書館、博物館その他これらに類するもの  (８)　物品販売業を営む店舗、又は飲食店（当該地区内の工場において製造・加工する製品を主に販売又は提供する店舗で、その店舗部分が工場の用に供する建築物と一体であり、かつその床面積が200㎡以下のものを除く。）  (９)　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設  (10)　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  (11)　カラオケボックスその他これに類するもの  (12)　診療所  (13)　畜舎  (14)　自動車教習所  (15)　神社、寺院、教会、冠婚葬祭場その他これらに類するもの  (16)　公会堂、集会場その他これらに類するもの  (17)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物  (18)　レディーミクストコンクリートの製造を営む工場  (19)　自動車修理工場  (20)　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第２条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの  (21)　火葬・墓地管理業、死体安置の用に供する建築物 |  | 適・否 |
| ２ | 敷地面積の最低限度 | ☐敷地面積（　　　　）㎡≧3000㎡…①  ※令和元年１１月８日時点で、電気通信事業法第9条に規定する登録事業者が設置する建築物の敷地は除く。 |  | 適・否 |
| ３ | 建蔽率の  最高限度（６０％） | 建築面積　：（　　　　　）㎡…②  建蔽率　　 ：（②　　　　　　）㎡/（①　　　　　　　）㎡×100  ＝（　　　　）％≦60% |  | 適・否 |
| ４ | 容積率の  最高限度（２００％） | 建築物の延べ面積　：（　　　　　）㎡…③  容積率算定の根拠となる対象延べ面積：（　　　　　）㎡…④  容積率：（④　　　　）㎡/（①　　　　　）㎡×100  ＝（　　　　）％≦200% |  | 適・否 |
| ５ | 壁面の位置の制限  （壁面とは、建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面をいう） | ☐市道第4.3-331号線からの距離：（　　　　　　）ｍ≧15ｍ  ☐市道第4.3-308道路からの距離：（　　　　　　）ｍ≧16ｍ  ☐市道第4.3-320道路からの距離：（　　　　　　）ｍ≧12ｍ  ☐市道第4.1-4道路からの距離：　 （　　　　　　）ｍ≧18ｍ  ☐隣地境界線との距離（　　　　　）ｍ≧2ｍ |  | 適・否 |

届出内容事前チェックシート　【若小玉地区2/2】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | チェック内容 | 届出者 | 市 |
| ６ | 壁面後退区域における工作物の設置の制限 | 壁面後退区域に設置可能なもの  ☐地下工作物  ☐門柱、門扉、守衛所、その他これらに類する安全上保安上やむを得ないもの  ☐電気通信事業法第９条に規定する登録事業者が設置する建築物及び工作物、設備 |  | 適・否 |
| ７ | 建築物等の高さの  最高限度 | 建築物等の高さ：（　　　　　）ｍ≦３１ｍ  建築物と一体となって屋上に設置する工作物、建築設備（避雷針を除く。）の高さ：（　　　　　）ｍ≦５ｍ  【建築物の高さの算定方法】  １　階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分は、当該建築物の高さに算入する。  ２　棟飾り、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。 |  | 適・否 |
| ８ | 建築物の緑化率の  最低限度 | □配置図に緑化施設の位置を記載（＝緑化面積）  □緑化面積（　　　　　）㎡÷敷地面積（　　　　　）㎡×100  ＝緑化率（　　　　　）％≧20％  ただし、行田市工場立地法地域準則条例に係るもの及び、  地区計画の決定告示日（令和元年11月8日）において、  電気通信事業法第9条に規定する登録事業者が設置する建築物の敷地は除く。 |  | 適・否 |
| ９ | 垣又は柵の構造制限 | ☐生垣  □前面道路の中心のから高さ（　　　　　）ｍ≦2.0m  □基礎等がある場合  前面道路の中心からの基礎等高さ（　　　　　）ｍ≦0.5ｍ  ☐金属フェンス  　　□透視可能  　　□前面道路の中心のから高さ（　　　　　）ｍ≦2.0m  　　□基礎等がある場合  前面道路の中心からの基礎等高さ（　　　　　）ｍ≦0.5m  □門柱、門扉、守衛所その他これらに類する安全上保安上  　　やむを得ないもの |  | 適・否 |